

議案第 38 号

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する
 条例の一部を改正する条例

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例(平成 17
 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桐生市同報系防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設」を「桐生市同報系防災行政
 無線施設」に改める。

第 3 条の見出し中「区域」を「地域」に改め、同条中「区域」を「地域」に改
 め、「新里・黒保根地区の」を削る。

第 4 条を次のように改める。

防災無線施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

施設名	名称	設置場所
親局	ぼうさいきりゅう	桐生市織姫町 1 番 1 号 本庁舎
遠隔制御装置	ぼうさいきりゅう	桐生市新里町武井 693 番地 1 新里支所
	ぼうさいきりゅう	桐生市黒保根町水沼 182 番地 3 黒保根支所
	ぼうさいきりゅう	桐生市元宿町 13 番 38 号 消防本部
中継局	荒神山	桐生市黒保根町八木原 493 番地 1
屋外受信装置	織姫	桐生市織姫町 1 番 1 号
	梅田	桐生市梅田町 1 丁目 246 番地の 1
	赤城	桐生市新里町赤城山 919 番地 16
	板橋	桐生市新里町板橋 68 番地 2
	高泉	桐生市新里町高泉 16 番地
	大久保	桐生市新里町大久保 308 番地 3
	奥沢	桐生市新里町奥沢 476 番地
	上鶴ヶ谷	桐生市新里町鶴ヶ谷 521 番地
	高縄	桐生市新里町山上 1727 番地 1
	後閑	桐生市新里町山上 1314 番地 1
	町組	桐生市新里町山上 837 番地 1
	元町	桐生市新里町山上 297 番地 1
上武井	桐生市新里町武井 693 番地 1	

	武井天笠	桐生市新里町武井 939 番地
	野	桐生市新里町野 197 番地 1
	八幡	桐生市新里町新川 741 番地 11
	天神	桐生市新里町新川 3783 番地 1
	新宮	桐生市新里町新川 1940 番地 1
	鏑木	桐生市新里町新川 2394 番地 2
	熊野	桐生市新里町新川 3069 番地 3
	水沼	桐生市黒保根町水沼 182 番地 3
	上野	桐生市黒保根町水沼 516 番地 1
	前津	桐生市黒保根町下田沢 452 番地 4
	涌丸	桐生市黒保根町上田沢 249 番地 2
	田沢下	桐生市黒保根町上田沢 672 番地
	田沢中	桐生市黒保根町上田沢 2133 番地
	清水	桐生市黒保根町下田沢 2676 番地 9
	鹿角	桐生市黒保根町下田沢 2427 番地 1
	柏山下	桐生市黒保根町下田沢 964 番地
	下柏山	桐生市黒保根町下田沢 777 番地 1
	出合原	桐生市黒保根町下田沢 612 番地
	前田原	桐生市黒保根町下田沢 243 番地 5
	城	桐生市黒保根町宿廻 563 番地 4
	宿廻	桐生市黒保根町宿廻 131 番地
戸別受信装置	—	市長が設置を承認した世帯並びに市長が設置を必要と認めた官公署及び公共用施設等

第 5 条第 1 項を次のように改める。

戸別受信装置(以下「受信装置」という。)は、桐生市の住民基本台帳に記録され、市長が必要と認める世帯に、当該世帯からの申請に基づき、無償で貸与するものとする。

第 5 条第 2 項中「その権利を譲渡又は転貸し、若しくは」を「当該受信装置を譲渡し、転貸し、又は」に改める。

第 6 条第 1 項中「受信施設」を「受信装置」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項の規定により貸与されている受信装置に関しての同条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。ただし、使用者が当該受信装置を廃棄することを妨げない。
(準備行為)
- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、桐生市同報系防災行政無線施設の設置に関し必要な準備行為をすることができる。

議 案 説 明

議案第 38 号 桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市防災情報伝達システム整備事業により、防災行政無線施設を更新することに伴い、防災無線施設の名称及び設置場所等について、所要の改正を行おうとするものです。